平成３０年（フ）第２５号
北海道北見市美芳町１丁目６番16号
債務者　髙崎　英俊
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第４６３号
福岡市博多区東平尾２丁目11番７―203号
債務者　大渕　敦司
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井　弘達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５６号
奈良県大和郡山市柳３丁目33番地　ハイツ大和郡山407号
債務者　岩名　靖郎
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第７５号
函館市陣川町122番地46
債務者　木田　孝志
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　順也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１０号
兵庫県南あわじ市榎列小榎列64番地、前住所兵庫県加東市山国2013番地26　タウンハイツうれし野Ｅ―601号
債務者　森　　吉行
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第２１４号
広島県安芸郡坂町小屋浦３丁目19番11―２号
債務者　塩谷　義孝
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０号
大分市賀来北２丁目６番11号（セジュール・シャルマン201）
債務者　岸本　　茜
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　靍野　嘉厚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１４２号
愛知県豊田市東山町２丁目1051番地２　県営７―306号、前住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字大湊25番地３
債務者　森　美保子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１３４号
相模原市中央区田名8308番地１　ヴィライクワ103
債務者　高橋　雄大
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１４５号
相模原市中央区相模原１丁目１番25―303号
債務者　竹田　法子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１６７号
相模原市南区相武台団地２丁目３番２―31号
債務者　菊島　太一
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１０号
函館市湯川町２丁目43番16号
債務者　大川ひろみ
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１１２号
北海道亀田郡七飯町本町４丁目４番17号
債務者　勝又　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１１３号
北海道亀田郡七飯町本町４丁目４番17号
債務者　勝又　菜奈
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１２１号
北海道北斗市七重浜４丁目６番22号
債務者　千田　健二
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１２３号
北海道茅部郡森町字石倉町216番地
債務者　羽賀　修一
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３５号
秋田県横手市大森町猿田字西知恵ヶ沢157番地２
債務者　伊藤ルリ子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
秋田地方裁判所横手支部